OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	記念講演会とパネリストによるコメントの紹介
Author(s)	高田, 倫子
Citation	阪大法学. 2014, 63(6), p. 174-185
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/68003
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

記念講演会とパネリストによるコメントの紹介

高田倫子

はじめに

法学研究科の高田篤教授は、二〇一二年度のフィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞を受賞した。日独学術交流の促進を目的として一九七九年に創設されたジーボルト賞は、学問上優れた業績を挙げ、両国の文化・社会の相互理解に貢献した日本人研究者を対象として、毎年一名に授与されるものである。高田教授は、ドイツ公法学の統治機構の分野、とりわけ民主制論に関して顕著な業績を残したほか、憲法学研究の方法論の整序にも取り組み、ドイツの議論も参照しながら、憲法理論（Verfassungstheorie）を、実定憲法の解釈にかかる憲法解釈学のメタレベルに位置づけ、その意義を明らかにした。また、ドイツの有力な研究者を招聘して学会・研究会・講演会を開催するなど、日本におけるドイツ法研究の振興に力を尽くし、さらには、ドイツ法を専攻する後進研究者の育成にも意欲的に取り組んだ。これらの功績が評価されて、この度の受賞となった。

二〇一二年六月一九日にベルリンの大統領官邸において受賞式が行われ、ヨアヒム・ガウク連邦大統領から高田

教授に同賞が授与された。これを受けて、同年一一月一八日に大阪大学中之島センターにおいて、大阪大学大学院法学研究科・高等司法研究科の共催により、「高田篤教授ジーボルト賞受賞記念講演会『日独学術交流と公法学』」が開催されることとなった。本講演会には、本研究科教職員のみならず、国内外からの著名な来賓、ドイツ法研究を通じて受賞者と親交を築いた研究者、その薫陶を受けた学生・院生・卒業生など、総勢一二〇余名が祝福に駆けつけた。

以下は、本講演会における高田教授の受賞記念講演に対して貴重なコメントを寄せて下さった四人のパネリスト、すなわちクリスティアン・ブムケ（Christian Bumke）教授（ドイツ・ブツェリウス・ロースクール）、崔光濬（Tsche Kwang Jun）教授（韓国・慶熙大学校）、石部雅亮名誉教授（大阪市立大学）、そして棟居快行教授（大阪大学〔当時〕）のコメントを紹介するものである。ブムケ教授と崔教授の講演はドイツ語でなされたため、それらを日本語に翻訳させていただいたこと、また四人のコメントすべてについて、紙幅の都合により、当日の内容をそのまま収録するのではなく要約させていただいたことを、予めお断りしておく。なお、ブムケ教授は、当日の原稿に修正を加えたものを、Osaka University Law Review No.61（2014）に公表されている。以下ご紹介の順序は、当日のプログラムと同様とさせていただく。

クリスティアン・ブムケ教授のコメント

ブムケ教授は、本講演会に参列し、高田教授のきわめて知的な示唆に富む考察にコメントすることができてたいへん光栄であると述べた後、次の二点を取り上げた。

第一点目は、高田教授が強調した、法学の「普遍化（Universalisierung）」の思想についてである。ブムケ教授

は、これを次のように整理する。すなわち、諸国家の学術文化は、異なる経験と認識を持っており、それらの間の交流は、普遍化の思想と結びつき得るが、それは規範的な正しさに関する弱い基準である。このことは、公法上の秩序問題に対する法的解答の比較を、私法における機能的な法の比較と対比させることによって明らかになる。すなわち、後者の機能分析は、個々の文化を越えて広がる共通の法問題とは何か、またそのような問題の解決の余地はどの範囲に限定されているかを明らかにするものであり、そこでの比較や、それと結びついた普遍化の思想は、「正しい」または「適切な」法的解答を探り当てるための一つの手段である。これに対して、民主的憲法国家は、自らの秩序や正統性を自分自身から獲得する。しかし、ほかならぬこの秩序は、「合理性（Rationalität）」の思想にも依拠しており、この意味で、それは普遍的なモデルまたはルールから容易に逃れることができない。

ブムケ教授はさらに、高田教授が述べた公法における普遍化の基準について敷衍し、それを個々の憲法規定の理解に用いられる伝統的な作業方法を越えるものと位置づける。例えば、「法律の留保」という憲法要請の背後には、議会と政府の関係という問題が控えている。それゆえ、法律の留保原則は、一九世紀の立憲君主制においても、二〇世紀の立憲民主制においても見出されるが、この問題に対する解答は、さまざまな秩序の内できわめて異なっている。普遍化の思想にとって重要であるのは、正しい規範的解答の余地を、民主的憲法国家の系列に限定せねばならないことである。私法の秩序要求は、非民主的秩序をも包含するかもしれないが、政治秩序にとって決定的に重要な基点は、民主的憲法国家の理念である。それゆえ、議会制民主主義において、憲法秩序の中心にあるのは議会であり、外交が政府のいわば「当然の」家産であるように思われるとしても、海外派兵は議会の同意の下でのみ許されることになる。この要請が、普遍的に観察可能な表現であることは、憲法に議会留保の明文規定を含まないドイツと日本の例から明らかである。

第二点目にブムケ教授が取り上げたのは、国家を越える学術対話にとっての「人（Persönlichkeit）」の重要性である。月並みだと思われるかもしれないが、これは実り多い学術交流にとってきわめて大きな課題である。高田教授は、この課題への対処において理想的な先駆者・模範であり、このことは、ジーボルト賞の授与によって見事に際立たせられた。高田教授は、学界を牽引する国法学者・行政法学者から構成されるネットワークを全ドイツに築き上げ、また自身の院生に、ドイツの学者と対話したり、ドイツに長期滞在したりする機会を提供した。開放的な好感の持てるやり方で、その気質からすればこういったことに慎重な態度をとる学者にも、交流プロジェクトに強い興味を抱かせた。

ブムケ教授は、高田教授との出会いから、学術活動とその上に築かれる交流に関して、次の三つの理想を学んだという。すなわち、精神を開放すること（Offenheit）、関心を抱くこと（Aufmerksamkeit）、そして謙虚であること（Bescheidenheit）である。第一に、法学の交流は、先入観のない開放的な精神によってのみ成功する。他者への理解は、自己を理解するチャンスである。このような多元性は、普遍性の思想の前提でもある。第二に、他国の法学の文化に関心を持って接することにより、他者から学び、区別と認識を行うことが可能となる。具体例を挙げると、ドイツ国法学は、憲法理論（Verfassungstheorie）と憲法解釈学（Verfassungsdogmatik）との区別を、日本の憲法学から学ぶことができる。ドイツ国法学は、この相違を見落としがちであり、実務に役立つ解答を述べるだけで学問に従事しているのだと思っている。第三に、ドイツ法学と日本法学との交流において、ドイツ法の継受はもはや問題ではなく、学ぶ者と教える者は両国の側に同様に存在する。大切なのは、両国が、民主的憲法国家の理念を中心とする共通項を浸透させ、展開し続けることによって、根本的なルールを普遍化し、グローバルな課題に対処することである。

崔光濬教授のコメント

崔教授は、高田教授のジーボルト賞受賞について、本学のすべての構成員に心から祝意を表するとともに、この功績が、その他多くの人々にも負うものであることを強調した。このような人物として第一に挙げられたのは、高田教授のご尊父である。すなわち、高田敏教授は、日本の公法学と日独学術交流の発展に人生を捧げ、大阪大学で数えきれないほど多くの学生を育ててきた。続いて言及されたのは、高田教授より以前にジーボルト賞を受賞した三三名の日本人研究者である。すなわち、一九七九年に初のジーボルト賞を受賞した偉大な生化学者、沼教授に始まる彼ら先人達が、日独学術交流に尽力することがなければ、今日という日はこれほど喜びに満ちていなかったであろう。

ジーボルト賞を受賞した研究者はみな、日本のみならず海外においても高く評価され、尊敬されている。高田教授は、本人曰く気まずい（peinlich）状況にあり、このように立派な研究者達と同じリストに自分が名を連ねるのをまったく不相応に思っていると、何度も語っていた。その度に、崔教授は、「まあね……そうかもね」と答えるだけで、それ以上何も言ってこなかった。だが、本講演会では終に沈黙を破ることを決意し、ジーボルト賞を受賞することの意味について、比較の文脈拘束性の観点から次のように述べた。

高田教授が強調したように、比較法学の文脈拘束性は非常に重要である。今日、多くの比較法研究者が、外国法を単なる情報や自らの論拠の支えとして用い、その際、それらの背後にある外国法の文脈を理解しようとしない過ちを犯している。

フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルトは、医者、植物学者、地図製作者、そして民族学者であった。ご存

知の通り、彼は日本の研究者であり専門家であったのだが、韓国の研究者でもあったことはあまり知られていない。ジーボルトは、一九世紀にヨーロッパ人として初めて、韓国の民族、文化、そして言語を徹底的に調査し、それらを西洋世界に紹介した。たしかに、彼は一度も韓国に行ったことはなかったが、韓国の研究を行うために、当時長崎に滞在していた韓国人に接触していた。会合の際にはいつも、画家が彼に同行し、人々を描いたり韓国語を書いたりしていた。

ジーボルトの一生を眺めると、彼は単なる情報収集家であるのみならず、アレクサンダー・フォン・フンボルトと同じく、異文化に遭遇したときに、人や文化を文脈とともに理解しようとしていた。この両研究者が取り組んだことこそが、文脈拘束的な研究であり、まさにこのことを、高田教授は法学の分野において企図しているのである。

以上から、崔教授は、ジーボルト賞を未来に対する賞であると理解する。つまり、高田教授は、文脈拘束的な比較法学を、今後も推進し続けるであろう。その際、ドイツのみならず、韓国やその他のアジア諸国も、そこに含まれるであろう。もっとも、高田教授の素晴らしい研究成果を、近いうちに韓国でも享受し得ると楽観することはできない。それゆえ、同じフンボルト奨学生として、また彼の友人としてのみならず、法学者としても、高田教授の偉大な計画を支援しなければならないと思っており、また同時に、そうすることを光栄にも思っている。

石部雅亮教授のコメント

石部教授はまず、ジーボルト賞の意義について次のように述べた。すなわち、ドイツ政府の支援する学術賞は多数あるが、その中でもジーボルト賞は格別である。というのも、本賞の選考においては、研究業績のみならず、日独学術交流に対する貢献も評価されるからである。それゆえ、ジーボルト賞は、例えばフンボルト財団の主催する

フンボルト研究賞とは異なり、ベルリンのベルビュー宮殿において大統領から直接授与され、また受賞式典後のレセプションには、フンボルト財団の関係者や日独文化外交に関わる要人も参列する。石部教授は、このような賞の意義に鑑みて、高田教授の受賞に心から敬意を表するとともに、北川善太郎教授以来となる関西の法学研究者による久々の受賞に喜びを示した。

石部教授のコメントもまた、この点に関するものである。すなわち、石部教授は、高田教授の講演「公法学における日独学術交流の意義」に関して、基礎法学の立場から、公法学だけではない法学全体の日独交流の歴史的展開とその将来の展望を語った。

法学分野における日独学術交流は、明治時代に始まって以来、二度の大戦による中断を除き、現在まで絶えることなく続いている。ドイツの日本学研究者の調査によれば、一八六八年から一九一四年までにドイツの大学で学んだ法学分野の日本人留学生の数は、約二五〇名にのぼるという。現在までの総数は、調査されていないが、何千名になるか分からないほどであろう。

まず、明治時代において、法学分野の「文明開化」は、西洋法、特にヨーロッパ大陸法の継受による法典編纂と法学の成立として現れた。この時代の日独学術交流は、法典の準備から完成までの第一期と、学問としての法学が形成された第二期とに区分される。第一期において、法典編纂者は、ドイツ法、フランス法はもとより、諸外国の法を広く参照した。たしかに、憲法典を始めとする公法は、明治政府のプロイセン型立憲君主制へのシフトにより、ドイツ法の影響を色濃く反映した。しかし、日本民法典が「比較法の成果」であるといわれるように、日本法は、その出発点からして雑種法（Mischrecht, mixed law）であった。とはいえ、雑種法は、法の歴史において決して特異なものではない。ドイツ法ですら、ローマ法、カノン法、そして固有法の混合である。比較法学において雑種

法の問題が改めて取り上げられている現在、日本法のこのような性格は注目に値する。これに対して、第二期の特徴は、北川教授が述べた通り、「学説継受」である。この時期に、ドイツ法学は日本法学に圧倒的な影響を与えた。それは、北川教授の具体的論証によって明らかにされたように、民法典の法文がドイツの法理論に合致するよう改鋳されたほどであった。

しかし、大正時代から昭和初期にかけて、ドイツ法を万能とする考え方への反省期が到来する。すなわち、経済変動に伴う社会対立や、大正デモクラシーを背景として、法学においても新たな価値理念の模索が始まった。ここでは、英米法に目が向けられるとともに、ドイツ法に対する眼差しも変化した。新カント派の哲学やマルキシズムの導入は、当時の社会問題を解決しようとした苦闘の証である。かくして、我が国のいわゆる「市民法学」は、自由よりも平等に、自由権よりも生存権に重点を置いた。さらに、英米法やエールリッヒの法社会学の影響を受けて判例研究が始まり、「生ける法」の探求が説かれた。この時期の法学は、第二次世界大戦後の法学にも大きな影響を及ぼしている。つまり、戦後法学はこの時期に立ち戻り、ここから法学を再建したのである。

ドイツ法学との交流が本格的に再開したのは、一九六〇・七〇年代であった。忘れてはならないのは、ドイツ学術交流会およびフンボルト財団の留学制度がこれに大いに貢献したことである。若い法学研究者が、これら奨学金の恩恵を受けてドイツに留学できたことの意義は、計り知れない。なぜなら、現地でドイツ法学を学んだ結果として、ドイツ法学と日本法学とを直結させて同視する従来の傾向に対して、ドイツ法およびその法学の特色を、歴史的諸条件の下で内在的に把握したり、精密な比較法的方法を通じて、日独両法の独自の発展と構造を明らかにする傾向が出てきたからである。つまり、この時期に、日本法学はドイツ法学からの自立を意識的に追求し、ドイツ法を批判的に考察すると同時に、日本法の独自性を認識するようになった。また、日独の法学者間の学問的対話も進

展し、日独法学会、ドイツ法フォーラム、大学間パートナーシップを通じたシンポジウムなど、対話の機会も増大した。来日するドイツの学者の日本法に対する理解も一段と深まり、日本法を専攻するドイツの研究者も育ってきた。さらに、日本の研究者がドイツ語で著書・論文を執筆し、日本法の歴史や現状をドイツに向けて発信するようにもなった。

石部教授は、以上の歴史的展開をふまえて、日独学術交流の将来のあり方を次のように展望する。まず、日本法の外国法からの自立は、孤立を意味するものではない。グローバル化が進行した現在において、自国の法に閉じこもることはもはや許されない。英米法、ヨーロッパ大陸法、イスラム法、東アジア法などの、世界の諸法に見られる共通の法と固有の法に目を配り、その中で日本法の独自の立場を明確に示す必要がある。最近の比較法学においては、アメリカ法一辺倒の傾向がしばしば見られるが、このような風潮に染まらないよう用心すべきである。ドイツ法は、その独自性によって、すなわち一九世紀以来ドイツ法学が造り上げ、錬磨してきた法の理念、原理、概念、体系、言語などの法学的装置によって、世界の法文化圏の中でなお主要な地位を占め続けるであろう。今日、ドイツ法のこのような特色は軽視され、個別の法適用の研究やケース研究が中心になっている。このことは、むろん否定されるべきではなく、推進されねばならない。しかし、そこから生じる法の断片化・個別化を、将来的には放置できなくなるであろう。実務家であればともかく、法学を学びかつ教える者にとって、歴史研究と比較研究、それらを通じた理論化と体系化は、その本来の領分である。憲法や民法の改正が議論される今日において、このようなドイツ法学の経験と業績を考慮に入れることは、ますます重要になるであろう。

我が国のドイツとの交流も世代交代期に入り、若い清心な力が大きな支えになっている。他方で、大学の環境が変化するなど、新たな課題にも直面している。さまざまな困難を不屈の精神によって乗り越え、それによって日独

の学術交流がますます発展していくことを祈念する。

棟居快行教授のコメント

棟居教授はまず、高田教授をドイツ立憲主義の最良の理解者であり、同時に日本の政治システムへの建設的な批判者であると評価し、高田教授へのジーボルト賞の授与によって、日独の相互理解が今後さらに深まることは疑いないとした。続くコメントにおいては、二つの点について、すなわち第一に、日独の相互理解の必要性一般について、第二に、それに対する高田教授の具体的な貢献について述べた。

第一に、日本とドイツは良き理解者を必要としている。日本とドイツは、ともに遅れて近代化をスタートさせ、世界の最先端に短期間で追いつくことに成功した。その際、両国は、古いものを否定するのではなく、伝統を巧みに発展させることによって、つまり自分自身を探し、その優れた点を発展の原動力とすることによって、近代化を成し遂げた。それは、ドイツにとってキリスト教的な自己省察であり、日本にとって均質性と改良の精神であったと思われる。このように、自分へのあこがれ、つまり自分の本来の姿に戻ろうとする傾向は、近代化と、そのさらなる発展のための武器であった。しかし、自分らしく振舞うことは、異なる存在を認めないことにつながる危険性を常に持っている。それゆえに、両国が近隣諸国にとって良い友人であることは、必ずしも保証されていなかった。

このような共通の潜在的特徴を持つ日本とドイツにとって、相互に有益な処方箋となるのは、「独自であることにおいてよく似ている」両国が、互いによりよく知り合うことである。両国の国民は、自分のやり方が最も優れていると信じているが、異なる視点を持つべきである。異なる元素同士の化学反応によって、両国は、いまだ引き出されていない可能性を発見するであろうし、また近くにいる他人と、より上手につきあう方法を学ぶであろう。

さらに、グローバル化とＩＴ化が進んだ現代にあって、自国の「古き良きもの」を武器とする発展は、もはや限界に達している。二一世紀にどのような国家像を作り上げるかという課題を前にして、われわれは再び自分自身の「古き良きもの」に戻るべきだとは、誰も思わないであろう。他方で、すべてを忘れてアメリカや中国を目指そうとすることが、誤った不可能な目標であることも明らかである。われわれは、グローバル化した現代において、自国の製造業の優れたノウハウを他の国々に輸出し続け、革新的で品質の良い製品が世界に広まるよう努力すべきである。また、ＩＴ化した現代において、ものづくりの伝統的な精神、すなわち人間の感性が最も優れた測定器であるという考え方を、唱え続けるべきである。

第二に、棟居教授は、上記のように日本とドイツがともに時代の岐路に立つ中で、高田教授が両国の架け橋となってきたことに言及し、その研究業績を取り上げた。さまざまな業績の中で、棟居教授が特に強調したのは、法治国家の研究である。

まず、この領域における真の先駆者は、高田敏教授である。彼ら父子、すなわち、われわれがお二人を区別するために用いる呼び方によれば、「大高田（Großtakada）」と「高田ジュニア」は、研究共同体でもある。彼らは、実質的法治国家という概念を、それが戦後ドイツで唱えられた文脈とともに、すなわち形式的法治国家が全体主義に対して無力であったことへの反省とともに、日本に導入した。しかし、彼らは同時に、日本では法治国家概念が、ドイツにはない特有の課題を今日なお背負っていることを、よく理解している。その課題とは、日本では、形式的法治国家の思想ですら、共同体的な伝統の下でしばしば軽視されてきたという事情である。

日本において実質的法治国家の思想を主張するとき、それが実定法による規律という当然の要請を緩和するために利用されてはならない。つまり、法に正義を植え付けるとき、実定法に対して、伝統的な、あるいは恣意的な公

序良俗の観念を優位させてはならないことに、注意しなければならない。このように、日本で法治国家を唱えるという営みは、まるでブドウの枝を地面に植えると同時に、ブドウを収穫しワインを醸造するかのような、切羽詰まった、ほとんど自己矛盾に近い困難な作業なのである。

しかし、明治期にドイツの偉大な法の精神を受容したときのように、われわれが、これから国の政治を現代に適合させてゆく上で、このようなプロセスは、たとえ痛みを伴うとしても、避けがたいものである。高田教授による法治国家の研究が、今回の受賞を通じて、研究者の間の共有財産にとどまらず、広く日本社会に浸透してゆくことを願っている。